

令和 2 年度に向けた利用定員の拡充について

1. 待機児童の現状

		平成 3 0 年		平成 3 1 年 / 令和元年	
		4 月 1 日	1 0 月 1 日	4 月 1 日	1 0 月 1 日
待機児童数 (うち低年齢児)	市全体	3 3 人 (3 2 人)	1 4 0 人 (1 3 9 人)	0 人 (0 人)	9 4 人 (9 4 人)
	第 1 ブロック	3 1 人 (3 1 人)	8 4 人 (8 3 人)	0 人 (0 人)	5 3 人 (5 3 人)
	第 2 ブロック	2 人 (1 人)	3 9 人 (3 9 人)	0 人 (0 人)	2 0 人 (2 0 人)
	第 3 ブロック	0 人 (0 人)	1 7 人 (1 7 人)	0 人 (0 人)	2 1 人 (2 1 人)
入園待ち児童数※	市全体	1 5 8 人 (1 4 6 人)	5 3 3 人 (5 0 0 人)	1 1 4 人 (9 6 人)	4 5 5 人 (4 2 3 人)

※入園待ち児童数：入園申込みをした児童で、待機児童調査日（4月1日及び10月1日）
時点において入園できていない児童数（待機児童を含む）

〔R1. 10. 1 時点 保育提供枠の不足数〕

第 1（北部）ブロック 2 0 2 名 / 第 2（中部）ブロック 1 0 8 名

第 3（南部）ブロック 1 4 2 名

2. 令和2年度における拡充について

・認可保育園の定員増について

第3ブロックについては平成30年4月1日時点で待機児童が0名となったが、下記の認可保育所の申込数の増加により、定員の拡充を行うこととした。

【認可保育所】

①内部ハートピア保育園の定員拡充

令和元年度定員 150名 → 令和2年度定員 170名

・地域型保育事業所について

平成31年4月1日の待機児童数が0名となり、令和元年10月1日の待機児童数も、昨年度の同時期に比べて46名の減となった。しかし、依然として年度途中において待機児童が発生していること、また令和2年度入所申込数が増加していることから、第1ブロックおよび第2ブロックで新たに3施設の設置を行うものとした。

(1) 第1ブロック

【地域型保育事業施設】

①Kindergarten はづ園（羽津町）の開設

定員 19名

設置者 株式会社クロスロード

(2) 第2ブロック

【地域型保育事業施設】

①Kindergarten あげぼの園（曙一丁目）の開設

定員 19名

設置者 株式会社クロスロード

②きつずはうすココロンⅡ（赤堀新町）の開設

定員 12名

設置者 有限会社マミーキュア

<参考>令和元年度地域型保育事業施設の現状

(単位：人)

類型	施設名	ブロック (所在地)	定員	児童数 (※1)	対象年齢
小規模 保育事業 (A型)	まちなかフジ保育園	第2ブロック (西新地)	12	12	0～2歳児
	キッズガーデンいずみ	第2ブロック (中川原一丁目)	12	9	
	キンダーガルテンうのもり園	第2ブロック (鶴の森一丁目)	19	22	
	キンダーガルテンのだ園	第1ブロック (野田一丁目)	19	20	
	キンダーガルテン イオン四日市北園	第1ブロック (富洲原町)	19	22	
	きっずはうす ココロ	第1ブロック (羽津中一丁目)	12	14	1～2歳児
	とまり丘保育園	第3ブロック (大字泊村)	12	9	
	もりのくに国際幼保園	第1ブロック (大矢知町)	12	14	
	たいすいキッズ・ステーション	第2ブロック (浜田町)	12	13	
小規模 保育事業 (B型)	ちびっこハウス あかほり園	第2ブロック (赤堀二丁目)	19	21	0～2歳児
	キッズ・ティアラ	第2ブロック (鶴の森一丁目)	12	14	
	つばみ保育園	第3ブロック (小古曾二丁目)	12	12	
	にじいろランド四日市園	第1ブロック (蒔田四丁目)	12	14	
	山口堂保育園	第3ブロック (日永四丁目)	15	14	

事業所内 保育事業 (※3)	社会福祉法人永甲会かすみ園	第1ブロック (白須賀一丁目)	1 2 (4)	1 9 (5)	0～2歳児
	スマイルキッズルーム	第2ブロック (ときわ一丁目)		1 1 (4)	
	しものひばり保育園	第1ブロック (西大鐘町)		1 1 (2)	
17施設			235	251	

※1. 児童数は令和元年12月時点

※2. 1歳児=4月1日時点で1歳になっている子ども

※3. 事業所内保育事業の定員・児童数の下段()書きは地域枠の人数

<参考>条例について

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の制定に伴い、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行されている。

この新制度により、従来の認可保育所(定員20人以上)の枠組みに加え、新たに市の認可事業として、地域型保育事業と称する類型を設け、「四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を平成27年4月から施行している。その条例に基づき、以下の4類型の事業の認可事業を行っている。

- 〔4類型〕家庭的保育事業 (利用定員5人以下)
- 小規模保育事業 (利用定員6人以上19人以下)
- 居宅訪問型保育事業 (利用定員1人)
- 事業所内保育事業 (利用定員1人以上)

【新制度における地域型保育事業の位置付け】

